

申請に対する処分

処分名	公民館の利用許可
根拠法令	社会教育法第23条，奄美市公民館条例第7条及び奄美市公民館条例施行規則第4条
所管課	教育委員会事務局生涯学習課

1 審査基準

申請を行うことができる者

公民館の施設又は設備（図書を除く。）を利用しようとする者

申請の方法

公民館の施設及び設備の利用の許可を受けようとする者は，次に掲げる期間内に公民館施設利用許可申請書を館長に提出しなければならない。

ア ホール 利用しようとする日の1年前から10日前まで

イ 会議室等 利用しようとする日の3か月前から前日まで

利用許可の要件

ア 営利を目的として事業を行うものでないこと。

イ 特定の政党の利害に関する事業を行うものでないこと。

ウ 特定の宗教の利害に関する事業を行うものでないこと。

エ 収容人員は，利用部分に収容できる所定人員の範囲とすること。

オ 許可なく物品の販売をしないこと。

カ 所定の場所以外で，火気を使用しないこと。

キ 許可を受けないで，建物その他の物件に釘づけし，又は張り紙その他汚損若しくは損傷のおそれがある行為をしないこと。

ク 許可を受けた設備以外の物件を利用しないこと。

2 標準処理時間

即日